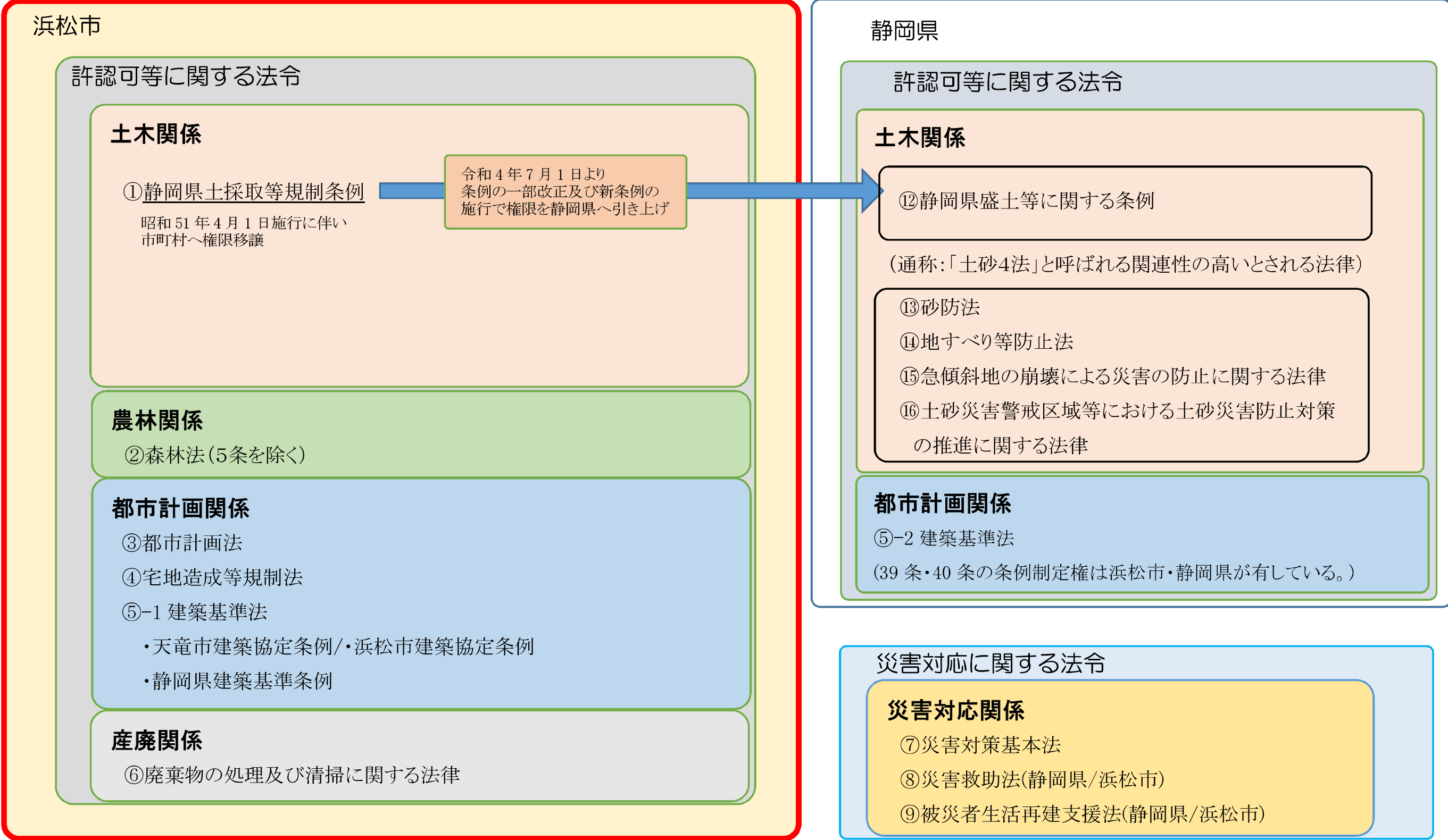


イ 各関係法令の関係概要ほか

各関係法令の関係概要(体系図)

※下線の法令は本件の改変行為中に改正・改廃があったものを示す



関係法令等の一覧

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
<p>① 静岡県土採取等規制条例 (令和4年7月1日施行以前)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする。</p>	<p>浜松市 道路保全課 (静岡県より権限 移譲)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「土の採取等」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) 切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為 (2) 埋土又は盛土をする行為 (以下略)</p> <p>(土の採取等の計画の届出) 第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。 (以下略)</p> <p>(措置命令) 第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行っているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行っている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(停止命令) 第7条 知事は、土の採取等を行っている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行っている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。 2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行っている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(土の採取等の跡地に係る措置命令) 第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行った者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(適用除外等) 第14条 この条例の規定は、次に掲げる土の採取等については、適用しない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土の採取等 (2) 法令に基づく許可、認可、届出等に係る土の採取等で規則で定めるもの (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為として行う土の採取等、軽易な土の採取等その他の災害の発生のおそれが少ないと認められる土の採取等で規則で定めるもの</p> <p>○静岡県土採取等規制条例施行規則 (適用除外) 第8条 (略) 3 条例第14条第1項第3号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。 (1) 耕作者が耕作の目的で行う通常管理上必要な土の採取等 (2) 森林法第5条に規定する地域森林計画において定めた林道の開設又は改良に伴う土の採取等 (3) 土の採取等を行う場所の地区の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、土の採取等に係る土の数量が2,000立方メートル未満である土の採取等 (4) 土の採取等を行う場所の区域及びその周辺の地域が平地の場合における土の採取等で、当該土の採取等に係る断面の高さが2メートル未満のもの又はその深さが1メートル未満のもの (5) 農業、林業又は漁業を営む者が組織する団体が国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて行う当該農業、林業又は漁業の用に供する施設の設置に伴う土の採取等</p>	<p>(1) 条例による規制は、盛土をする行為者に対して適用されるものであり、土地所有者に対しては適用されない。 (2) 適用除外の範囲を超える盛土を行った事業者の存在は確認できていない。 (3) 複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合、この条例による規制は適用することができない。 (4) 本件土地に「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認められる」と認められたことから、土地所有者に対する行政指導にとどめた。 (5) 「土の採取等の跡地」については措置命令を行っていない。 (6) 複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合、措置命令を行うことができない。</p>	<p>① 本件盛り土行為は静岡県土採取等規制条例で規制することができなかったのか。 (1) 条例は「土の採取等」を行おうとする者、行っている者、及び行った者に対して適用されるものであり、本件土地所有者に対しては適用されないのか。 (2) 本件土地に適用除外(14条3号、規則8条3号)の範囲を超える盛土を行った事業者はいないのか。 (3) ア複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合、3条1項の届出義務はないのか。 (3) イ措置命令(6条)停止命令(7条)は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合に適用することができるのか。 (4) 本件土地に「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認められる」(6条)(7条)ことができたのか。 (5) 「土の採取等に係る跡地」(9条)には、3条1項の届出をしていない盛土の跡地も含まれるのか。 (6) 措置命令(9条)は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行う場合に適用することができるのか。</p>

関係法令等の一覧

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
<p>森林法</p>	<p>静岡県 森林計画課</p>	<p>(地域森林計画) 第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。 2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 その対象とする森林の区域 (以下略) 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。 4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。</p>	<p>(1)本件土地は、昭和63年当時の林地開発許可により地域森林計画から除外済みのため、地域森林計画の区域外である。 (2)本件変更行為の面積は1ヘクタールに満たない。</p>	<p>②本件変更行為は森林法で規制することができなかったのか。 (1)本件変更行為は「地域森林計画」の「対象とする森林の区域」(5条2項1号)外のみで行われたのか。 (2)本件変更行為の面積は1ヘクタール(10条の2、政令2条の3)に満たないのか。</p>
<p>②</p> <p>(この法律の目的) 第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。</p>	<p>浜松市 林業振興課</p>	<p>(開発行為の許可) 第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 (以下略)</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等) 第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。</p> <p>○森林法施行令 (開発行為の規模) 第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員三メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積一ヘクタールとする。</p>		

関係法令等の一覧

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
<p>都市計画法</p> <p>③ (目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>浜松市 土地政策課</p>	<p>(定義) 第四条 10 この法律において「建築物」とは建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。 11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの(以下「第一種特定工作物」という。)又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの(以下「第二種特定工作物」という。)をいう。 12 この法律において「開発行為」とは、<u>主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。</u></p> <p>(開発行為の許可) 第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において<u>開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。))の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。</u> 2 <u>都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(1)本件改変行為は、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう造成ではなく開発行為に該当しない。</p>	<p>③本件改変行為は都市計画法で規制することができなかったのか。 (1)土地所有者に本件土地において「建築物の建築」(4条10項)「特定工作物の建設」(同条11項)の用に供する目的(同条12項)はなかったか。</p>
<p>宅地造成等規制法</p> <p>④ (目的) 第一条 この法律は、宅地造成に伴う崖(がけ)崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>	<p>浜松市 土地政策課</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 <u>宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。</u> 二 <u>宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの(宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。)</u>をいう。 三 <u>災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。</u></p> <p>(宅地造成工事規制区域) 第三条 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第二十四条を除き、以下同じ。))は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。))の意見を聴いて、<u>宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。</u></p> <p>(宅地造成に関する工事の許可) 第八条 <u>宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(1)本件改変行為は、宅地造成に該当するが、本件土地は、都市計画区域ではなく、市街地又は市街地となろうとする土地の区域ではないことから、宅地造成工事規制区域外であるため、工事の許可は不要である。</p>	<p>④本件改変行為は、宅地造成等規制法で規制することができなかったのか。 (1)本件土地は「市街地又は市街地となろうとする土地の区域」として「宅地造成工事規制区域」(3条)に指定すべきだったのか。</p>

関係法令等の一覧

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
④	宅地造成等規制法	浜松市 土地政策課	<p>第4章造成宅地防災区域</p> <p>第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、<u>宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。)</u>の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、<u>造成宅地防災区域</u>として指定することができる。</p>	<p>(2)本件土地は、造成宅地防災区域に指定されていないため、造成宅地防災区域に関する規制が適用されない。 ア本件土地は大規模盛土として抽出していない。 イ崖の崩壊その他これらに類する事象が生じていると認識していなかった。</p>	<p>(2)本件土地について「造成宅地防災区域」(20条)に指定すべきだったか。 ア造成宅地防災区域の指定には政令19条1号イ(谷埋型)又は同号ロ(腹付型)に該当したもの(大規模盛土)の抽出と耐震評価が必要であるが本件盛り土は「大規模盛土」として抽出すべきだったのか。 イ「崖の崩壊その他これらに類する事象が生じている」(政令19条2号)と認識することができたのか。</p>
	<p>(災害の防止のための措置)</p> <p>第二十一条 <u>造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないように、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>○宅地造成規制法施行令</p> <p>第十九条 法第二十条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を含み、<u>宅地造成工事規制区域内の土地を除く。</u>以下この条において同じ。)の区域であることとする。</p> <p>一 <u>次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域(盛土をした土地の区域に限る。次項第三号において同じ。)であつて、安定計算によつて、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの</u></p> <p>イ <u>盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの</u></p> <p>ロ <u>盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの</u></p> <p>二 <u>切土又は盛土をした後の地盤の滑動、宅地造成に関する工事により設置された擁壁の沈下、切土又は盛土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域</u></p>				

関係法令等の一覧

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
<p>建築基準法</p> <p>⑤</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>浜松市 北部都市整備事務所 静岡県 建築安全推進課</p>	<p>(災害危険区域) 第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。 2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。</p> <p>(地方公共団体の条例による制限の附加) 第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。</p> <p>○静岡県建築基準条例 (指定) 第3条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域 二 前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域 2 知事は、前項第2号の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴かなければならない。 3 知事は、第1項第2号の区域を指定する場合には、当該災害危険区域を告示するとともに、その旨を関係市町長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする</p> <p>(建築の制限) 第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事ががけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(がけ付近の建築物) 第10条 がけの高さ(がけの下端を通る30度の勾配の斜線をこえる部分について、がけの下端からその最高部までの高さをいう。以下同じ。)が2メートルをこえるがけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。</p>	<p>(1)本件土地は、災害危険区域に指定されていないため、災害危険区域に関する規制が適用されない。また、市は新たに条例を制定してまで災害危険区域の指定はしない。 (2)本件改変行為は建築物を建築する行為ではない。</p>	<p>⑤-1本件改変行為は、建築基準法で規制することができなかったのか。 (1)本件土地は「災害危険区域」(法39条1項)に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。本件土地は、災害指定区域の指定要件に該当しないのか。 (2)本件改変行為は建築物を建築する行為(県条例4条、10条)に当たらないのか。</p>

関係法令等の一覧

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
<p>⑤</p> <p>建築基準法</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>浜松市 北部都市整備事務所</p>	<p>(建築協定の目的) 第六十九条 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。次条第三項、第七十四条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の二第一項、第二項及び第五項において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下「土地の所有者等」と総称する。)が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定(以下「建築協定」という。)を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。</p> <p>(建築協定の認可) 第七十三条 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。 一 建築協定の目的となつてゐる土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。 二 第六十九条の目的に合致するものであること。 三 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。この場合において、当該建築協定が建築主事を置く市町村の区域外の区域に係るものであるときは、都道府県知事は、その認可した建築協定に係る建築協定書の写し一通を当該建築協定区域及び建築協定区域隣接地の所在地の市町村の長に送付しなければならない。 (以下略)</p> <p>(建築協定の効力) 第七十五条 第七十三条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による認可の公告(次条において「建築協定の認可等の公告」という。)のあつた建築協定は、その公告のあつた日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等となつた者(当該建築協定について第七十条第三項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。</p> <p>○天竜市建築協定条例 (協定事項) 第2条 土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、その権利の目的となつてゐる土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠又は建築設備に関する基準を協定することができる。</p> <p>(建築協定をすることができる区域) 第3条 建築協定をすることができる区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項及び建築基準法第6条第1項第4号の規定により指定された区域とする。</p> <p>○浜松市建築協定条例 (協定事項) 第2条 市の区域内の一部について、土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、その権利の目的となつてゐる土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、その区域内における建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠又は建築設備に関する基準について協定することができる。</p>	<p>(3)本件土地は、緑恵台建築協定において緑地と位置付けられており、同協定で制限する盛土をする行為の適用がない区域である。(7条6項、8項) (4)法は、市が建築協定条例を定めることができると及びその認可手続等を規定しているにすぎず、建築協定の違反について特定行政庁(市長)は監督処分権限を有しない。</p>	<p>(3)本件改変行為は建築協定の対象なのか。 (4)特定行政庁は建築協定違反について監督処分をすることはできないのか。</p>

関係法令等の一覧

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
⑥	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p>	浜松市 産業廃棄物対策課	<p>(定義) 第二条 この法律において「<u>廃棄物</u>」とは、<u>ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)</u>をいう。 2 この法律において「<u>一般廃棄物</u>」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。 (中略) 4 この法律において「<u>産業廃棄物</u>」とは、次に掲げる廃棄物をいう。 一 <u>事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物</u> 二 <u>輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。)</u>並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「<u>携帯廃棄物</u>」という。)を除く。 (以下略)</p> <p>(清潔の保持等) 第五条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。</p> <p>(投棄禁止) 第十六条 <u>何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。</u></p>	<p>(1)廃棄物のみが法規制の対象であるり、盛り土(自然土)は廃棄物に当たらない。 (2)ア本件投棄行為は不法投棄に当たるため、投棄者に撤去させたが、それ以外の投棄行為は確認していない。 (2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為に当たらない。 (2)ウ土地所有者は、投棄者に当たらない。 (3)土地所有者の清潔保持等は努力義務に過ぎず違反に対する制裁はない。</p>	<p>⑥本件改変行為は、廃棄物処理法で規制することができなかったのか。 (1)盛り土は「廃棄物」(2条1項)に当たるのか。 (2)ア本件土地において撤去させた廃棄物以外に廃棄物を投棄する行為はなかったのか。 (2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為(16条)に当たるのか。 (2)ウ土地所有者は投棄者に当たるのか。 (3)清潔保持義務(5条)は努力義務に過ぎないのか。</p>

関係法令等の一覧

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
<p>災害対策基本法</p>	<p>浜松市 危機管理課</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。</p>	<p>(1)本件土地を含む天竜区全域において、9月23日22時20分に警戒レベル4避難指示(60条1項)を発令し、緊急速報メール等で市民に周知した。 なお、本件においては、急な豪雨により、警戒レベル3高齢者等避難(56条2項)ではなく、レベル4避難指示を発令した。</p>	<p>⑦本件災害の発生を防止するため災害対策基本法は適切に適用されたのか。 (1)居住者等に対する避難指示(60条1項)は適切になされたか。</p>
<p>(目的) ⑦ 第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>		<p>(市町村長の警報の伝達及び警告) 第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。</p> <p>(市町村長の避難の指示等) 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。</p>		

関係法令等の一覧

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
<p>災害救助法</p> <p>⑧</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p>	<p>浜松市 福祉総務課 危機管理課</p>	<p>(救助の対象) 第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、<u>都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条第二項において「指定都市」という。)にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。</u> 2 (略) 3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。</p> <p>(救助の種類等) 第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 四 医療及び助産 五 被災者の救出 六 被災した住宅の応急修理 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 八 学用品の給与 九 埋葬 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの</p> <p>○災害救助法施行令 (災害の程度) 第一条 <u>災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。</u> <u>四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。</u></p> <p>(救助の種類) 第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。 一 死体の捜索及び処理 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>○災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令 (令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準) 第二条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 <u>一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</u></p>	<p>令和4年9月24日6時30分、静岡県は本市を含む23市町の区域について、同月23日から法に基づく救助を行うこと決定した旨を公示した(法2条1項、3項、施行令1条1項4号、規則2条1号)。</p>	<p>—</p>

関係法令等の一覧

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)																
<p>被災者生活再建支援法</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</p>	<p>浜松市 福祉総務課 危機管理課</p>	<p>(定義) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯</p> <p>ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯</p> <p>ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。)</p> <p>ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロからニまでに掲げる世帯を除く。)</p> <p>○被災者生活再建支援法施行令 (支援金の支給に係る自然災害) 第一条 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。</p> <p>一 自然災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害(同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。)が発生した市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。)の区域に係る当該自然災害</p> <p>○災害救助法施行令 (災害の程度) 第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。</p> <p>一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。※</p> <p>別表第一(第一条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">市町村の区域内の人口</th> <th style="text-align: left;">住家が滅失した世帯の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五、〇〇〇人未満</td> <td>三〇</td> </tr> <tr> <td>五、〇〇〇人以上一五、〇〇〇人未満</td> <td>四〇</td> </tr> <tr> <td>一五、〇〇〇人以上三〇、〇〇〇人未満</td> <td>五〇</td> </tr> <tr> <td>三〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満</td> <td>六〇</td> </tr> <tr> <td>五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満</td> <td>八〇</td> </tr> <tr> <td>一〇〇、〇〇〇人以上三〇〇、〇〇〇人未満</td> <td>一〇〇</td> </tr> <tr> <td>三〇〇、〇〇〇人以上</td> <td>一五〇</td> </tr> </tbody> </table>	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	五、〇〇〇人未満	三〇	五、〇〇〇人以上一五、〇〇〇人未満	四〇	一五、〇〇〇人以上三〇、〇〇〇人未満	五〇	三〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満	六〇	五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満	八〇	一〇〇、〇〇〇人以上三〇〇、〇〇〇人未満	一〇〇	三〇〇、〇〇〇人以上	一五〇	<p>本市の台風15号により被災した世帯数は約80世帯(災害救助法施行令1条2項)であり、150世帯の基準(災害救助法施行令1条別表第1)を満たさないため、対象外である。</p> <p>全壊2+半壊5×1/2+床上浸水227×1/3=80.1≒約80世帯</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数																			
五、〇〇〇人未満	三〇																			
五、〇〇〇人以上一五、〇〇〇人未満	四〇																			
一五、〇〇〇人以上三〇、〇〇〇人未満	五〇																			
三〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満	六〇																			
五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満	八〇																			
一〇〇、〇〇〇人以上三〇〇、〇〇〇人未満	一〇〇																			
三〇〇、〇〇〇人以上	一五〇																			

関係法令等の一覧

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断	論点(案)
⑩	被災者自立生活再建支援制度 (目的) 自然災害により被災し、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住するものに対し、県が補助金を交付して、生活の再建を支援する。	浜松市 福祉総務課 危機管理課	<p>○被災者自立生活再建支援補助金交付要綱(静岡県単独制度)(県要綱) 静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)第22条の規定に基づき、被災者自立生活再建支援補助金交付要綱を次のように定める。</p> <p>第2 定義 (1) この要綱において「<u>自然災害</u>」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害で、被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号に該当しないものをいう。 (2) この要綱において「<u>被災世帯</u>」とは、<u>自然災害により、その居住する住宅が被害を受けた世帯のうち次のいずれかに該当するものをいう。</u> ア その居住する住宅が全壊した世帯 イ その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 エ その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。) オ その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。)</p>	緑恵台適用件数2件 [Redacted]	—
⑪	盛土総点検	道路保全課 土地政策課 林業振興課 緑政課 農地利用課	<p>令和3年8月11日付 都道府県知事宛 農林水産省農村振興局長【3農振第1295号】 林野庁長官【3林整治第722号】 国土交通省総合政策局長【国総公第80号】 国土交通省都市局長【国都安第29号・国都計第68号】 国土交通省水管理・国土保全局長【国水砂第167号】 環境省自然環境局長【環自国発第2108112号】 環境省環境再生・資源循環局長【環循規発第2108113号】 「盛土による災害防止に向けた総点検について(依頼)」 総点検にあつては「1. 重点点検対象エリア及び重点点検箇所」に重点を置きつつ、「2. 盛土の把握」に記載した手法等により点検箇所を抽出し、最終的には「3. 点検の観点」に則って目視による点検を行うこととします。</p> <p>「1. 重点点検対象エリア及び重点点検箇所」 ①土砂災害警戒区域(土石流)の上流域及び区域内(地すべり、急傾斜) ②山地災害危険地区の集水区域(崩壊土砂流出)及び地区内(地すべり、山腹崩壊) ③大規模盛土造成地</p> <p>「2. 盛土の把握」 許可・届出資料等から確認した盛土 盛土可能性箇所データ(国土地理院提供予定)等から推定される盛土 その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等</p> <p>「3. 点検の観点」 ①許可・届出等の必要な手続きが行われているか ②手続きの内容と現地の状況が一致しているか ③災害防止の必要な措置がとられているか ④禁止事項に関する確認</p>	<p>(1)本件土地は重点点検対象エリア及び重点点検箇所に当たらない。 (2)本件盛り土は、許可届出等がされておらず、盛土可能性箇所データ等から推定される盛土、その他市において点検が必要と考える盛土としても抽出されなかった。 (3)点検の観点に則って目視による点検を行った場合でも、災害発生の危険性を認識することは困難であった。</p>	<p>⑪本件土地は盛土総点検の対象とすべきだったのか。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
<p>静岡県盛土等の規制に関する条例 (令和4年7月1日施行)</p> <p>⑫ (目的) 第1条 この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。</p>	<p>静岡県 盛土対策課</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>盛土等</u> 盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積をいう。 (以下略)</p> <p>第3章 土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止等 第8条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。 (各号略) 2 知事は、<u>土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等</u>(前項各号に掲げるものを除く。次項において同じ。)<u>が行われているおそれがあると認めるときは</u>、当該盛土等を行っている者に対し、直ちに当該盛土等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 知事は、<u>土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等が行われたことを確認したときは</u>、<u>当該盛土等を行った者</u>(当該盛土等を行った者に対して当該盛土等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該盛土等を行った者が当該盛土等を行うことを助けた者があるときは、その者を含む。)<u>に対し、当該盛土等に用いられた土砂等</u>(当該盛土等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)<u>の全部若しくは一部を撤去し、又は当該盛土等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに</u>、当該盛土等区域の周辺地域の住民に、土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等が行われたことその他の必要な情報を提供することができる。</p> <p>(盛土等の許可) 第9条 盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。 (1) <u>盛土等区域の面積</u>(一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積)が1,000平方メートル未満であり、かつ、<u>盛土等に用いられる土砂等の量</u>(一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの区域において用いられる土砂等の量を合算した量)が1,000立方メートル未満である盛土等 (以下略)</p> <p>(命令) 第27条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するため必要があると認めるときは、<u>当該盛土等に係る第9条の許可を受けた者に対し</u>、<u>相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ</u>、又は<u>相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる</u>。 2 知事は、<u>第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けずに盛土等を行った者に対し</u>、<u>相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ</u>、又は<u>相当の期間を定めて当該盛土等の停止を命ずることができる</u>。</p> <p>(盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令) 第31条 知事は、<u>盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であって</u>、<u>第27条(盛土等の停止の命令に係る部分を除く。)</u>の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ずず、又は<u>同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは</u>、<u>当該盛土等区域の土地の所有者に対し</u>、<u>土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告</u>することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>附 則 5 この条例の施行前に盛土等を行うのに必要な法令若しくは条例の規定による許可等の処分を受けず、若しくは届出等の行為をしないで行われた盛土等(以下「無許可盛土等」という。)(当該無許可盛土等が行われた土地の区域の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、当該無許可盛土等に用いられた土砂等の量が1,000立方メートル未満であるものを除く。)が存する土地の区域(以下「無許可盛土等区域」という。)において盛土等を行おうとする場合又は無許可盛土等区域に隣接し、かつ、これと一体である土地の区域において盛土等を行おうとする場合においては、<u>無許可盛土等区域及び盛土等区域を盛土等区域と、無許可盛土等に用いられた土砂等の量と盛土等に用いられる土砂等の量とを合算した量を盛土等に用いられる土砂等の量とみなして</u>、第9条第1号の規定を適用する。</p>	<p>(1) 静岡県の回答によると「静岡県では、令和4年7月1日以降に当該箇所に土砂が搬入されたとの事実は確認していないため、回答できない。(土砂基準の適合について判断ができない。)」</p> <p>(2) 静岡県の回答によると「県では、当該箇所に盛土を行った事業者について把握していないため、回答できない。」</p> <p>(3) ア静岡県の回答によると「9条各号の許可を要しない盛土等以外の盛土等を行おうとする者が許可を受けなければならない。」</p> <p>(3) イ静岡県の回答によると「27条2項の規定による命令は、許可の規定に違反して盛土等を行った場合にすることができる。許可の規定に違反しない場合はすることができない。」</p> <p>(3) ウ静岡県の回答によると「31条1項・2項は、以下の要件①～③に該当する場合に適用する。要件①盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合、要件②第27条(盛土等の停止の命令に係る部分を除く。)の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ずず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らか、要件③前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないとき。よって各業者について、条例の許可が不要のため、要件②の前提となる措置命令が存在せず、「命令を受けた者」がいない。したがって本事例においては要件を満たさず、31条の適用ができない。(事業の同一性はなく、土地所有者が違法に処分場を営んでいる場合ではないものとする)」</p>	<p>⑫本件盛り土行為は静岡県盛土等の規制に関する条例で規制することができなかったのか。 (1)本件盛り土行為は令和4年7月1日以後「土砂基準」(8条)に適合しない土砂等を用いて行われたのか。 (2)本件土地に許可申請を要しない範囲(9条1号、附則5項)を超える盛土を行った事業者はいないのか。 (3)ア複数の事業者が同じ土地に許可申請を要しない範囲内の盛土等を行った場合、許可申請義務はないのか。 (3)イ措置命令及び停止命令(27条2項)は複数の事業者が同じ土地に許可申請を要しない範囲内の盛土等を行った場合に適用することができるのか。 (3)ウ許可申請義務(9条)のある行為者がいない場合、土地所有者に対して勧告及び命令(31条)を行うことはできないのか。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
⑬	<p>砂防法</p> <p>第一章 総則 第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ</p>	静岡県 浜松土木事務所 天竜支局用地管理課	<p>第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス</p> <p>第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得 ② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得</p>	<p>(1)本件土地は、<u>砂防指定地に指定されていない。</u></p> <p>(2)静岡県からの回答によると「静岡県では、必要性の高い箇所から順次砂防指定地に指定している。当該箇所については、その必要性が認められず、砂防指定地に指定していないと推測される。 なお、現時点で判断すると、地形改変前(平成25年7月時点)の当該箇所は、砂防指定地指定の要件を満たしていない。」</p> <p>砂防指定地指定要綱(建設省河砂発第58号建設省河川局長通達)による指定基準「<u>土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域</u>」に該当していない。</p>	<p>⑬本件土砂崩落は、砂防法で防止することができなかったのか。 (1)本件土地は、「砂防指定地」(2条)に指定されているか。 (2)「砂防指定地」に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>
⑭	<p>地すべり等防止法</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。</p>	静岡県 浜松土木事務所 天竜支局用地管理課	<p>(地すべり防止区域の指定) 第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これらを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。</p> <p>(行為の制限) 第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) 二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) 三 のり切又は切土で政令で定めるもの 四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良 五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。</p>	<p>(1)本件土地は、地すべり防止区域に指定されていない。</p> <p>(2)静岡県からの回答によると「静岡県では、必要性の高い箇所から順次区域指定している。当該箇所については、その必要性が認められず、区域指定していないと推測される。 なお、現時点で判断すると、地形改変前(平成25年7月時点)の当該箇所は、区域指定の要件を満たしていない。」</p> <p>地すべり防止区域指定基準(建河発第490号建設省河川局長通達)による指定基準「地すべり地域の面積が5ヘクタール以上のもの」に該当していない。</p>	<p>⑭本件改変行為は、地すべり等防止法で規制することができなかったのか。 (1)本件土地は、「地すべり防止区域」(3条)に指定されているか。 (2)「地すべり防止区域」に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
⑮	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	静岡県 浜松土木事務所 天竜支局用地管理課	<p>(定義) 第二条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が三十度以上である土地をいう。 2 この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。 3 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。</p> <p>(急傾斜地崩壊危険区域の指定) 第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。(以下略)</p> <p>(行為の制限) 第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、<u>都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。</u>ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 三 のり切、切土、掘さく又は盛土 四 立木竹の伐採 五 木竹の滑下又は地引による搬出 六 土石の採取又は集積 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p>	<p>(1)本件土地は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。</p> <p>(2)静岡県からの回答によると「静岡県では、必要性の高い箇所から順次区域指定している。当該箇所については、その必要性が認められず、区域指定していないと推測される。なお、現時点で判断すると、地形改変前(平成25年7月時点)の当該箇所は、区域指定の要件を満たしていない。」</p> <p>法2条による「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいうに該当していない。</p>	<p>⑮本件改変行為は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で規制することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、「急傾斜地崩壊危険区域」(第3条)に指定されているか。</p> <p>(2)「急傾斜地崩壊危険区域」に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>
	(目的) 第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。				

関係法令等の一覧【県:参考】

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
⑬	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>	<p>静岡県 浜松土木事務所 天竜支局用地管理課</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊(傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。)、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。)<u>若しくは地滑り(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。)(以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。)</u>又は河道閉塞による湛(たん)水(土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。</p> <p>(基礎調査) 第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする</p> <p>(土砂災害警戒区域) 第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。)を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。</p> <p>(土砂災害特別警戒区域) 第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。</p> <p>(特定開発行為の制限) 第十条 <u>特別警戒区域内</u>において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、<u>都道府県知事の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(1)本件土地は、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されていない。</p> <p>(2)静岡県からの回答によると「地形改変前(平成25年7月時点)において、本件土地では土砂災害(特別)警戒区域の対象とならうる地形は確認されていなかった」ため。</p> <p>法2条による「土砂災害」とは、<u>急傾斜地の崩壊(傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう)、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう)若しくは地すべり(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう)</u>の被害をいうが、法4条による「基礎調査」を行い、法7条「土砂災害警戒区域」、法9条「土砂災害特別警戒区域」の区域に該当していない。</p>	<p>⑬本件災害は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律で防止することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、「土砂災害警戒区域」(7条)又は「土砂災害特別警戒区域」(9条)に指定されているか。</p> <p>(2)「土砂災害(特別)警戒区域」に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
⑰	土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)	静岡県 砂防課		<p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)に指定されていない。</p> <p>(2)静岡県からの回答によると、「土石流危険渓流(土石流が発生し、住宅等に被害を及ぼすおそれのある渓流)に該当していない。また土砂災害危険箇所については、制限等はない。」</p>	<p>⑰本件災害は、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)の指定によって防止することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)に指定されているか。</p> <p>(2)土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>
⑱	土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)	静岡県 砂防課	<p>建設省河川局砂防課長通達(昭和41年10月14日)</p> <p>(土砂災害危険箇所とは、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称)</p>	<p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)に指定されていない。</p> <p>(2)静岡県からの回答によると、「本件土地は、急傾斜地崩壊危険箇所の指定要件(傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で、がけ崩れが発生し住宅等に被害を及ぼすおそれのある箇所)に該当していない。なお、静岡県GISに示す「崩壊した斜面にかかる急傾斜地崩壊危険箇所は、東側に位置する斜面を対象とした被害想定範囲であり、崩壊した斜面を対象とした危険箇所ではない。また土砂災害危険箇所については、制限等はない。」</p>	<p>⑱本件災害は、土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)の指定によって防止することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)に指定されているか。</p> <p>(2)土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>
⑲	土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)	静岡県 砂防課		<p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)に指定されている。</p> <p>(2)静岡県の回答によると「規制はできない。土砂災害危険箇所の指定目的は「地すべり防止区域」(地すべり等防止法第3条)を計画的に指定することであり、地すべり危険箇所に対する行為規制はない。」</p>	<p>⑲本件災害は、土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)の指定によって防止することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)に指定されているか。</p> <p>(2)土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)の指定により、本件改変行為を規制することができなかったのか。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
<p>建築基準法</p> <p>⑤ -2</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>静岡県 建築安全推進課</p>	<p>(災害危険区域) 第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。 2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。</p> <p>(地方公共団体の条例による制限の附加) 第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。</p> <p>○静岡県建築基準条例 (指定) 第3条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域 二 前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域 2 知事は、前項第2号の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴かなければならない。 3 知事は、第1項第2号の区域を指定する場合には、当該災害危険区域を告示するとともに、その旨を関係市町長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする</p> <p>(建築の制限) 第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事ががけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(がけ付近の建築物) 第10条 がけの高さ(がけの下端を通る30度の勾配の斜線をこえる部分について、がけの下端からその最高部までの高さをいう。以下同じ。)が2メートルをこえるがけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。</p>	<p>(1)静岡県の回答によると「当該区域が盛土によるものの場合、建築基準法以外の法規制等により、その適法性が担保されるべきものであり、災害危険区域として私権を制限するべきものではないことから、災害危険区域として指定していないものと考えます。」 (2)静岡県の回答によると「建築基準法における建築制限は、建築物に対してされるもので、本件土地の改変行為は該当しません。また、建築物を建築する行為でもないことから、条例の適用にも該当しません。」</p>	<p>⑤-1本件改変行為は、建築基準法で規制することができなかつたのか。 (1)本件土地は「災害危険区域」(法39条1項)に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。本件土地は、災害指定区域の指定要件に該当しないのか。 (2)本件改変行為は建築物を建築する行為(県条例4条、10条)に当たらないのか。</p>